

郵 送 に よ る 転 出 届

2023.10 月改定

相模原市 区長あて

届出日（記入日）	年 月 日	転出（予定）日 （新住所に住み始める日）	年 月 日
新 住 所 （あたらしい住所）	〒		
旧 住 所 （いままでの住所）	相模原市 緑・中央・南 区		
世帯主の氏名	いままでの 世帯主		
	旧住所で新しく 世帯主になる人	* 世帯主が転出する場合、旧住所に世帯員が残る場合に記入	
異 動 者 （転出する人）	氏 名		生 年 月 日
			明・大・昭・平・令 ・ ・
			明・大・昭・平・令 ・ ・
			明・大・昭・平・令 ・ ・
			明・大・昭・平・令 ・ ・
届出人氏名 （署名）			
日中の連絡先	電話番号 <u>必ずご記入ください</u> ()	メールアドレス	

< 必要書類のフロー図 >

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちですか？

はい

いいえ

- ☐ 新住所に住み始めた日から14日以内にカードを持参して転入手続きが可能である。
- ☐ 4桁の暗証番号を覚えている。
- ☐ 異動者（転出する人）本人が転入手続きを行う予定である。

全てに☑が入りますか。

はい

いいえ

郵送による転出届（本届）

届出人の本人確認書類のコピー（運転免許証、健康保険証等）
切手を貼った返信用封筒（返送先（旧住所または新住所に限る）を記入したもの）

・ を送付してください。

・ ・ を送付してください。

【特例転出】

転出証明書は発行されません。
転出日から14日以内にカードを持って新住所地で転入手続きをしてください。

【通常転出】

転出証明書を同封いただいた返信用封筒にて返送いたします。
転出日から14日以内に転出証明書と本人確認書類を持って新住所地で転入手続きをしてください。

代理人による届出の場合は、委任する本人が作成した委任状を同封してください。
マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの場合、新住所地に住み始めた日（転出日）から14日以内の転入手続きが必要です。できない場合カードが失効する場合があります。
転出届を出されると転入手続きをするまでの間、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付をご利用いただけなくなりますので、ご注意ください。（同一世帯員含む）

お問い合わせ ○緑区役所区民課 042-775-8803 ○中央区役所区民課 042-769-8227 ○南区役所区民課 042-749-2131
送付先 〒252-5177 相模原市緑区西橋本5-3-21 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 〒252-0377 相模原市南区相模大野5-31-1

通常転出でもマイナンバーカード等をお持ちであれば、転入手続き時に必ず持参してください。